

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：内閣法制局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.4%
全職員	62.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	-%
本省課室長相当職	-%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	88.4%
係長相当職	83.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-%
31～35年	75.7%
26～30年	-%
21～25年	55.1%
16～20年	86.0%
11～15年	92.3%
6～10年	85.0%
1～5年	109.9%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員について、当局では、業務の性格から、本省課室長相当職以上の職員の割合が高く、その大部分が各省庁からの出向者であるところ、各省庁からの出向者は男性が多くなっていることから、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。出向者以外の職員についても、近年、新規採用者に占める女性の割合が高まっていることから、相対的に勤続年数が短く給与水準が低い職員が女性に偏っている。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、当局では、定年退職後の暫定再任用職員が男性のみであることから、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員、本省課室長相当職（一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（一般職給与法の行政職俸給表（一）5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（一般職給与法の行政職俸給表（一）3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。